

## 7. 地域での生活を支援する制度



障害福祉サービスでは対応できない場合など、地域の実情に応じて柔軟にサービスを提供することで、障害のあるかたの自立と社会参加を促進します。

### (1) 障害者の相談支援

大館市にお住まいの障害のあるかた、あるいはそのかたを介護しておられるかたに、生活全般にわたって相談に応じて、必要な情報の提供や福祉サービスへのコーディネートなどを行うほか、次の事業にも対応します。このしおりの1P～3P「大館市基幹相談センター」、「市役所の窓口」、3ページ「相談支援事業所」をご覧ください。

### (2) 成年後見人制度の利用助成

成年後見人制度とは、判断能力が不十分なかたに対して、財産管理や身上監護等に関する契約等の法律行為全般を行うものです。市では、この制度を利用する際にかかる費用について、障害者や対象者の所得が少ない場合など助成を行います。

#### 対象

知的障害又は精神障害のあるかたの後見等を申立するかた

#### 内容

申立手数料、登記手数料、精神鑑定料等

◆(1)(2)の問合せ先

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532

### (3) 日常生活用具の給付・貸付

障害のあるかたの日常生活の便宜を図るため、障害の種類・程度に応じて、次の日常生活用具の給付又は貸付を行います。日常生活用具の給付・貸付については、事前申請が必要です。貸与年数、基準額などの制限があります。

#### 自己負担

原則として日常生活用具にかかる費用の1割負担。ただし、所得に応じて月額上限額が定められており、負担が重くならないようになっています。月額上限額は、補装具費と同じです。なお、対象者のかた、又はそのご家族のいずれかで、市町村民税所得割が46万円以上のかたがいる場合は対象となりません。

必要になる書類等

区分		必要書類等
新規申請	住宅改修以外 (再申請を含む)	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・申請書 ・見積書 ・印鑑
	住宅改修 (原則1回)	・身体障害者手帳 ・申請書 ・同意書 ・工事見積書(工事内訳が分かるもの) ・工事図面 ・工事前写真 ・印鑑

障害の種別と日常生活用具

障害の種類	給付する日常生活用具の名称
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用時計、視覚障害者用拡大読書器、盲人用体重計、点字器、盲人用体温計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
音声・言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
肢体不自由	入浴担架、入浴補助用具、便器、特殊便器、特殊尿器、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、訓練いす(児童のみ)、訓練用ベッド(児童のみ)、移動用リフト、移動・移乗支援用具、T字状・棒状つえ、情報通信支援用具
腎臓障害、呼吸機能障害等	透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、非電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
直腸・ぼうこう機能障害等	ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋、洗腸装具、紙おむつ)、収尿器
火災の感知避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯	火災警報器、自動消火器
知的障害又は精神障害	頭部保護帽

※貸与種目としては、福祉電話、ファックスがあります。

※介護保険で給付等可能な場合、基本的にはそちらが優先されます。

※居宅生活動作補助用具(住宅改修)は、原則下肢障害 1～3 級のかたが対象になります。

そのほかの用具についても障害程度等級に応じて制限がある場合があります

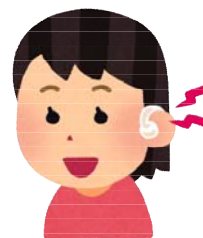
日常生活用具種目と対象者

種 目	対 象 者
特殊マット、特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者)
入浴担架、体位交換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(介助を要する者)
特殊寝台、移動用リフト、訓練いす(児)、 訓練用ベッド、便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
入浴補助用具(シャワーキャリーを含む)	下肢又は体幹機能障害者(介助を要する者)
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害のある者
歩行支援用具(移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者であって、頻繁に転倒する恐れのある者 知的又は精神障害者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒する恐れのある者
特殊便器	上肢障害 2 級以上
火災警報器、自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯
電磁調理器	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、非電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器を装着している者
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者
情報・通信支援用具	上肢障害 2 級以上又は言語・上肢複合障害 2 級以上(文字を書くことが困難な者に限る)もしくは視覚障害 2 級以上
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上)
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)
点字器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上

種 目	対 象 者	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	
盲人用時計	視覚障害 2 級以上	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	
人工喉頭	喉頭摘出者	
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	
ファックス(貸与)	難聴又は音声機能もしくは言語機能障害 3 級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者	
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	
ストマ用装具 (付属品含む)	消化器系(洗腸用具を含む)	
ストマ用装具 (付属品含む)	ストマ造設者、高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者	
尿管		尿路系
収尿器		紙おむつ 高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有するものであって個別の障害等級 3 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者)	

## (4) 難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の 18 歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。



### 対象者

両耳の聴力レベルが原則 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の児童であり、補聴器により言語習得等の一定効果が期待できると医師が判断した児童

### 助成額

医師の処方による補聴器購入費(基準額比較)の 2/3 以内

※修理や電池交換、イヤーマールドのみの場合は、対象外

### 必要書類等

申請書、同意書、印鑑、聴力検査表及び意見書、印鑑、見積書

## (5) 心身障害者居室整備資金の貸付

在宅の心身に障害のあるかたの日常生活を向上させるため、居室等の増改築に必要な資金(150 万円以内)の貸付を行います。

### 対象者

- ・身体障害者手帳 1～4 級をお持ちのかた
- ・療育手帳Aをお持ちのかた
- ・上記 2 つの障害のあるかたと同程度と市長が認めたかた
- ・上記 3 つの障害のあるかたと同居している親族



### 必要書類等

申請書、同意書、印鑑、(身体障害者、又は療育)手帳、申請者及び連帯保証人の所得並びに資産に関する証明書、工事見積書(工事内訳が分かるもの)、工事平面図、工事前写真

※ケースに応じて、診断書などが必要になる場合があります。

### 主な貸付条件等

- 据置期間 2 年以内
- 償還期間 据置期間経過後 8 年以内
- 連帯保証人 2 人(大館市内に居住するかた)

#### ◆(3)(4)(5)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2 階

電話 43-7052 FAX 42-8532

## (6) 地域生活支援事業

在宅の障害のあるかたを支援するため、市では次の福祉サービスを行っています。

### ①日中一時支援

日中、監護するかたがいないため、見守りなどの支援が必要な障害のあるかたを一時的に預かります。

#### 対象

障害児で放課後生活に見守りが必要なかた、障害のあるかたで、日中の見守りが必要なかた

#### 費用

費用負担は原則1割負担(市町村民税非課税世帯は無料)

### ②移動支援

屋外での移動が困難な障害のあるかたに外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(例・・・銀行、理美容、冠婚葬祭、余暇活動、スポーツ、買い物 等)

#### 対象

障害のあるかたで、外出時に移動の支援が必要と認められたかた

※通勤、営業活動等の経済活動にかかわる外出、通年かつ長期にわたる外出及び通院にかかわる外出は除く

#### 費用

費用負担は原則1割負担(市町村民税非課税世帯のかたは無料)

### ③訪問入浴

家族の介助のみでは入浴困難な身体等に障害のあるかたがいる家庭を訪問して、そのかたの入浴を支援します。

#### 対象

自宅での入浴が困難なかた

介護保険サービス受給者は、介護保険給付を優先します。

#### 費用

費用負担は、原則1割負担(1回あたり 1,234 円、市町村民税非課税世帯のかたは無料)

#### ◆①②③の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2 階

電話 43-7052 FAX 42-8532

### ①～③利用可能事業所一覧

サービスの種類	事業所名	サービスの種類	事業所名
日中一時支援	道目木更生園	移動支援	大館市社会福祉協議会
	軽井沢福祉園		大館市社会福祉事業団
	矢立育成園		ニチイケアセンター大館
	白沢通園センター		ニチイケアセンター桂城
	愛生園		すずらん訪問看護サービス
	大野岱吉野学園		花輪ふくし会 カラ～ズ
	秋田県心身障害者コロニー		訪問入浴
	虹のいえ	大館圏域ふくし会	
	さくら園	虹の街	
	ニツ井めぐみ園	タクトふれあいセンター	
		アースサポート	

### ④貸本の宅配サービス

大館市立栗盛記念図書館(旧大館市立中央図書館)では、事情により図書館まで足を運べないかたのために、郵送による本の貸し出しを行っています。

#### 対象者

- 大館市内に住所があり、図書館利用カードをお持ちのかたで、以下の条件に該当するかた
- ・身体障害者手帳 1～3 級のかたで肢体不自由、内蔵機能障害、免疫機能障害をお持ちのかた
  - ・介護保険被保険者証の交付を受け、要介護 4 及び 5 のかた
  - ・療育手帳Aをお持ちのかた
  - ・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちのかた
  - ・その他、来館が困難であると館長が認めたかた

#### 利用方法

該当する証明(障害者手帳等)をお持ちになり、本人又は代理人のかたが申請してください。

※申し込みは直接または、郵送やFAXでも可能です。

※送料は自己負担となります。

#### ◆④の問合せ先

##### ◎大館市立栗盛記念図書館

大館市字谷地町 13 番地

電話 42-2525 FAX 42-3329

開館時間 火～金 9:30～19:00

土・日・祝 9:30～17:00

休館日 毎週月曜日

## (7)社会参加の援助

障害のあるかたの社会参加を支援するため、市では次の事業を行っています。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

### ①意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳及び要約筆記の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

### ②点字・声の広報

視覚障害者のかたに広報を読んでもいただくため、市では点字広報や声の広報を発行しています。

### ③スポーツ・レクリエーション教室の開催

障害者の体力増強や障害者同士の交流及び障害者スポーツを普及するために、各種スポーツ・レクリエーションを開催します。

平成 28 年度はビームライフル教室を開催しました。光線を利用した射撃銃を使って、的を狙い打ち、高得点を目指します。7 月から 9 月の間に身体障害者を対象にした教室を 3 回、知的障害者・精神障害者を対象にした教室を 3 回行いました。

### ④地域活動支援センター事業

障害のあるかたに、創作活動や生産活動、社会との交流の促進を図る機会を提供します。

事業所名	主となる障害	電話	所在地
大館市身体障害者福祉センター	身体・知的・精神	49-0104	大館市池内字大出 82
大館市障害者生活支援センター(たしろの里)	知的	54-2211	大館市岩瀬字赤川 20
ハートランドひまわり	精神		

「ハートランド ひまわり」は、平成29年7月31日で  
地域活動支援センター事業を終了しました。



## (8) 自動車に関する支援



### ① 自動車運転免許の取得に要した費用の一部助成

対象者(以下の要件を満たす人)

- ・身体障害者手帳 4 級以上の肢体不自由者、聴覚障害者又は療育手帳(※)をお持ちのかた
- ・就職等社会参加に効果があると認められるかた
- ・違反行為により事故を起こし、免許の取消処分を受けたことのないかた

※児童相談所又は知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けているかたと同等程度の知的障害があると判定されたかたも対象となります。

#### 提出書類

- 1.申請書(免許の交付を受けてから 6 か月以内に申請)
- 2.身体障害者手帳又は療育手帳
- 3.運転免許証
- 4.自動車学校における学科及び技能教習実績書  
(市の指定様式で自動車学校から証明書を発行してもらう)



(受理・決定)…「決定通知書」が自宅へ郵送されます。



(指定口座に助成金が振り込まれる)・免許取得に要した費用の 2/3 の限度額 10 万円まで助成)

### ② 自動車改造費の助成

対象者(以下の要件を満たすかた)

- ・肢体不自由の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ・運転免許証に自動車の改造に関する条件の記載があるかた
- ・就労等に伴い自ら運転する自動車を改造するかた

※所得制限があります

#### 提出書類

- 1.申請書
- 2.業者の見積書
- 3.運転免許証
- 4.身体障害者手帳、または療育手帳



(受理・決定)…「自動車改造費決定通知書」「自動車改造交付券」が自宅へ郵送される。

改造に要する経費の内 10 万円を限度に助成されます。



業者と相談して改造をすすめ、業者へ支払いする。



## (9)生活福祉資金の貸付

資金の種類		対象世帯			貸付限度額
		低所得	障害者	高齢者	
総合支援資金	生活支援費	○	○		(単身) 月 15 万円、(2人以上) 月 20 万円
	住宅入居費	○	○		40 万円
	一時生活再建費	○	○		60 万円
福祉資金	生業費	○	○		460 万円
	技能習得費	○	○		技能習得期間 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円
	住宅資金	○	○	○	250 万円
	福祉用具購入費		○	○	170 万円
	障害者自動車購入費		○		250 万円
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費			○	513.6 万円
	療養費	○		○	療養・介護期間 1 年未満 170 万円
	介護等費	○	○	○	1 年以上 1 年 6 月以内かつ世帯の自立に必要なとき 230 万円
	災害費	○	○	○	150 万円
	冠婚葬祭費	○	○	○	50 万円
	住居移転・給排水設備費	○	○	○	50 万円
	就職支度費	○	○		50 万円
	一時費	○	○		50 万円
緊急小口資金	○	○	○	10 万円	
教育支援資金	教育支援費	○	○		高 校 月額 3.5 万円 短大等 月額 6 万円 大 学 月額 6.5 万円
	就学支度費	○	○		50 万円
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金			○	土地評価額の 70%程度 月 30 万円以内

◆(9)の問い合わせ先

◎大館市社会福祉協議会

大館市池内字大出135

電話 42-8101 FAX 42-8104

## (10)こころの健康づくり事業

自殺を考えたとき、誰かに相談したというかたは約 3 割で、多くのかたが誰にも相談出来ずに悩みを抱えたまま暮らしていることが分かっています。

「いのちを守る」ために、悩みを抱えているかた、悩みのサインを発していると思われるかたが周りにいましたら、まずは相談してみることをお勧めします。

### ①メンタルヘルス相談室(こころの個人面接相談)

臨床心理士が、心の悩みをもつかたや心の病気のかたの対応にお困りのかたの面接相談を行います(1回 50分)

- 対象** 市内に住所があるかた
- 日時** 申込みの際に、相談日時を決めます。
- 会場** メンタルヘルス相談室 旧正札竹村ビル 2 階  
ハチ公小径側入口から 2 階へ(大館市字中町 5)
- 料金** 無料(月 1 回まで)
- 申込** 予約が必要です。電話でお申し込みください。

電話 57-8240 月～水曜日・金曜日 9:00～15:00(祝日・年末年始除く)



### ②移動こころの面接相談

- 日程** 毎月第 3 木曜日(8 月除く) 13 時 30 分～15 時 30 分(1 回約 50 分)
- 会場** 市民体育館 他 (広報でお知らせします)
- 対象** 市内に住所があるかた
- 料金** 無料
- 申込み** 予約が必要です。下記に電話でお申し込みください。

大館市健康課 電話 42-9055  
月～金曜日 8:15～17:15(祝日・年末年始を除く)

### ③こころのEメール相談

Eメールでの相談を行います。「心の相談」に限らせていただきます。

- ※ 返信(または返送)までに日数が掛かることもあります。
- ※ 迷惑メール対策で受信拒否設定をしていないか、ご確認ください。

**メールアドレス** cocoro@energy.ocn.ne.jp

**対象** 市内に住所があるかた

**住所** 〒017-0843

大館市字中町 5 秋田県北NPO支援センター内

こころの E メール相談 担当

**主催** 秋田県北 NPO 支援センター

#### ④サロン「ひなたぼっこ」

傾聴ボランティア養成講座修了者の皆さんが、お話をお聴きします。一緒に、お茶を飲みながらお話をしましょう。

**日時** 毎月第1・3火曜日 午前10時～12時

**場所** ハチ公プラザ(大町)・田代公民館・比内公民館 3会場同時開催

**対象** 大館市内に住所があるかた

**参加費** 無料

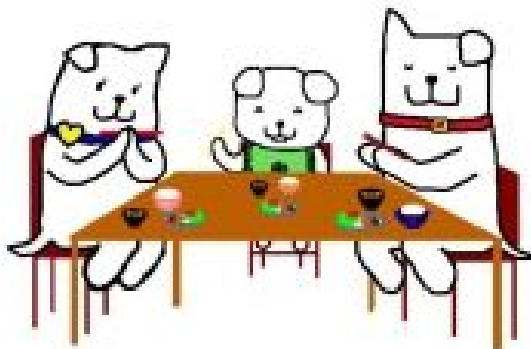
**主催** 秋田県北 NPO 支援センター

◆(10)①～④の問い合わせ先

◎大館市福祉部健康課

大館市字三ノ丸 55 大館市保健センター内

電話 42-9055 FAX 42-9054



#### (11)障害児(者)の歯科治療

平成19年10月から、障害児(者)歯科治療の県北拠点病院に指定されました。

**病院名** 大館市立総合病院 歯科口腔外科・矯正歯科

**診療時間** 【月～金】11:00 まで受付、再来は予約制

**担当歯科医師** 佐々木 知一先生

◆(11)申し込み・問い合わせ先

◎大館市立総合病院 医事課 相談支援係

大館市字豊町3番1号

電話 42-5370 FAX 42-2055